3　令和七年度に令和十二年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。	3　令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を増加する学則の変更の認可を受けようとする場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「当該学則を変更する年度（以下「学則変更年度」という。）の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は前年度の六月一日から同月三十日までの間」とあるのは、「文部科学大臣が定める期間内」とする。
4　令和七年度に令和十二年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。	4　令和六年度に令和十一年度までの期間を付して私立の大学の学部の収容定員（医学に関する学部の学科に係るものに限る。）を七百二十人を超えて増加する学則の変更の認可を受けようとする者は、第七条第一項各号に掲げる書類に加え、基幹教員の氏名等を記載した書類（附則別記様式）を添えて文部科学大臣に申請するものとする。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十五号

新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号）の施行に伴い、及び農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第三条第一項の規定に基づき、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年九月二日

農林水産大臣　坂本　哲志

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法施行規則（平成十四年農林水産省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業計画の承認の申請） **第四条**　（略） 2　（略） 3　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該投資育成組合の組合契約書（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第三項に規定する組合契約書をいう。）の写し及び当該投資育成組合の組合契約（同条第一項に規定する組合契約をいう。）の登記をしたことを証する登記事項証明書 二～十二　（略）	（事業計画の承認の申請） **第四条**　（略） 2　（略） 3　投資育成組合が第一項の規定により提出する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　当該投資育成組合の組合契約書（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第二項に規定する組合契約書をいう。）の写し及び当該投資育成組合の組合契約（同条第一項に規定する組合契約をいう。）の登記をしたことを証する登記事項証明書 二～十二　（略）

附　則

この省令は、新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年九月二日）から施行する。